

別表1（第2条関係）対象事業

1. 鉱業（調査のための探査、試掘を含む。）
2. 林業（伐採等）
3. 畜産農業（養豚業等）
4. 採石業（砂利採取業）
5. サービス業（宿泊施設、飲食店、物品販売等）
6. 製造加工業（修理業を含む。）
7. 有機塩素系溶剤使用事業（洗濯業等）
8. 産業廃棄物処理業
9. ゴルフ業（ミニゴルフ場、パターゴルフ場を含む。）
10. レクリエーション事業（遊園地、映画館等）
11. 不動産業（宅地造成、菜園開発等）
12. 医療事業（病院等）
13. 福祉事業（老人保健施設、障害者更正施設等）
14. 文教事業（学校等）
15. その他管理者が定める事業